

市立小中学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
大網白里市教育委員会

はじめに

令和7年6月11日に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」、いわゆる「給特法」等の改正法が成立し、6月18日に公布され、令和8年4月1日（一部は1月1日）から施行となりました。

令和7年6月18日付け通知には「この法律は、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため」として、次の4点の措置を一括して講ずると示されています。

- ・教育職員のサービスを監督する教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務付け
- ・学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職の創設
- ・教職調整額の基準となる額について、給料月額4%から10%への引き上げ
- ・教師の職務や勤務の状況に応じた義務教育等教員特別手当の支給を実現するための規定の整備

大網白里市には、小学校7校、中学校3校があります。単学級の学校から学年8クラスの学校まで学校規模は様々です。1クラスの人数も10人余りの学校から40人近くの学校と様々です。家庭・地域の状況も様々ですが、どの学校でも「すべては子どもたちのために」を強く意識し、教職員は日々、よりよい教育活動をめざして頑張っています。

文部科学省の調査では、全国の教職員の時間外在校等時間は月平均で約47時間であり、これは全国の地方公務員の平均の約3倍にもなるそうです。教職員の働き方は、年々、改善されてきてはいますが、本市においても、依然として課題解決には至っておりません。

令和7年6月、「給特法」が一部改正され、文科大臣が示す「指針」に基づき、市町村教育委員会は「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること、それを公表すること、確実に実行していくこと等が義務づけられました。これまでの「ガイドライン」等とは異なり、「推奨」ではなく「法令遵守」が求められています。「労働安全衛生法」や「労働基準法」との関連も示されました。さらに、市町村教育委員会及び学校の校長は、教職員の「心身の健康を損なうことがないよう注意する安全配慮義務があり、安全配慮義務違反が認められる場合、状況によっては損害を賠償する責任を負う可能性もある」と文部科学事務次官通知に明記されています。

大網白里市では、文科大臣が示す「指針」に基づき、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、実行していくことを通して、本市の教職員の「働き方改革」を大きく推進し、子どもたちと向き合う時間の一層の確保、教職員の心と体の健康の維持・増進、そして、よりよい教育が各学校で展開されていくことを目指していきたいと考えます。

保護者の皆様、地域の皆様におかれましては、学校教育に対して、日頃より、ご理解・ご協力をいただき、改めて感謝いたします。子どもたちへのよりよい教育のために、さらなるご理解・ご協力をお願いいたします。

大網白里市教育委員会教育長 川崎宏薫

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「大網白里市教育大綱」には「心身ともに健康で、創造性に富んだ子どもたちの育成」という大きな目標を掲げている。「学校教育指導の指針6つの柱」では、この目標に迫るための土台を「心身ともに健康で、創造性に富んだ教職員」としている。これを実現するために『働き方改革』を推進し、持続可能な学校教育を展開することを挙げた。

「働き方改革」を進めることが、子どもたちと向き合う時間の確保につながったり、子どもたちと向き合う教職員の心と体の健康を維持・増進したり、子どもたちと向き合う教職員の教育力量向上につながったりすると考えている。結果的に、「心身ともに健康で、創造性に富んだ子どもたちの育成」に寄与するものと考えている。

これらの考えに基づき、大網白里市では「大網白里市働き方改革（業務改善）基本方針」を令和3年度以来、毎年度当初に策定し各学校とともに取り組み、改善に努めてきた。しかし、千葉県教育委員会が掲げる平均時間外在校等時間の上限値（1ヶ月当たり45時間、1年当たり360時間）までは到達できていない。

令和7年6月にいわゆる「給特法」の一部改正が行われたが、本市ではこの法律に基づいた新たな計画を定め、小中学校とともに取り組んでいくこととした。計画推進にあたっては、家庭・地域をはじめ、関係機関等の理解・協力をお願いしたいと考えている。そして、「大網白里市教育大綱」に掲げる「心身ともに健康で、創造性に富んだ子どもたちの育成」の具現化に向けて、充実した学校運営、豊かな教育実践の展開を図っていく。

(2) 大網白里市の現状

○大網白里市では、令和3年4月に、市内小中学校の教職員の時間外在校等時間の上限に関する指針として、「大網白里市働き方改革（業務改善）基本方針」を定め、以来、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○令和6年度の本市の状況は、以下の通りであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	一人あたりの平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間00分	30.8%	3.8%
中学校	月49時間14分	39.7%	10.1%
全体	月40時間09分	34.1%	6.1%

○時間外在校等時間が月45時間を超える割合は小中学校全体で34.1%、過労死ラインと言われる月80時間以上は6.1%と多くなっている。行事等の準備対応や、保護者からの相談対応（夜間対応）等の業務割合が大きくなっている。さらなる行事精選、または、行事の取り組み方等の工夫を図ることによって教育の質の向上のために必要な時間の確保、教職員の業務の見直しによる健康維持・増進等を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・全職員、1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
(業務が多い月でも時間外在校等時間が45時間を超えることが無いようにする。)
- ・全職員、1ヶ月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。

※ 毎月、必ず45時間以下であり、年間平均は30時間以下にする。
将来的には、文部科学大臣が示すように年間平均を20時間以下にする。

(2) 「ワーク・ライフ・バランス」や「働きがい」に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【14.7日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者を10%まで減少させる。【10.5%】
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等により、生き生きと教育活動に取り組み、「働きがい」を実感できることを目指す。

令和8年度から「大網白里市立小中学校教職員「働きがい」アンケート(仮称)」を実施し、毎学期末に「働きがい」等についてのアンケートを実施する。10段階自己評価で平均7ポイント以上を目指す。

3 計画の期間

【下記表における略表記について】

- 「時間外在校等時間」…「時間外」と表記
- 「未達成」……………「未」と表記
- 「全職員」……………「全」と表記

【目標について】

- 目標内容を上・下段に分けて記載したものは最低どちらかの達成を目指す

目標 年度	最長時間外 月45h以内	平均時間外 月30h以下	年計時間外 360h以下	年休取得 15日以上	高ストレス者 10%以下	働きがい 7ポイント以上
R08	未:7校以内 全:80h以下	未:7校以内 全平均45h以下	未:7校以内 全平均540h以下	未:4校以内 全:5日以上	未:7校以内 全:10.5%以下	未:7校以内 平均5.0pt以上
R09	未:5校以内 全:70h以下	未:5校以内 全平均40h以下	未:5校以内 全平均480h以下	未:3校以内 全:7日以上	未:5校以内 全:10.3%以下	未:5校以内 平均5.5pt以上
R10	未:2校以内 全:60h以下	未:2校以内 全平均35h以下	未:2校以内 全平均420h以下	未:2校以内 全:10日以上	未:2校以内 全:10.1%以下	未:2校以内 平均6.0pt以上
R11	すべて達成	すべて達成	すべて達成	すべて達成	すべて達成	すべて達成
…	…	…	…	…	…	…
将来	月42h以内	月20h以下	320h以下			

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 市教育委員会が取り組む内容

項 目	取り組む内容	備 考
公表	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の策定、変更時は市ホームページで公表する。 ・毎年度、目標の達成状況、措置の実施状況等を市ホームページで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「策定」は「給特法」第8条第1項、「公表」は第3項による。 ・「給特法」第8条第4項による
総合教育会議	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の策定、変更時は総合教育会議に報告する。 ・毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「給特法」第8条3項による。 ・「給特法」第8条4項による
施設設備管理 修理等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な対応（市教委による自力修繕、業者手配等）に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連絡を密にとって対応に努める。
上限方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「指針」に基づき、本市教職員の在校等時間の上限等に関する方針（上限方針）を教育委員会管理規則等に定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度中に定めるよう準備する。
勤務時間の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校が毎月、市教委に報告している、時間外在校等時間に加え、個人の状況がわかる一覧表等（個人の当該月の時間外在校等時間、年間の累計の時間外在校等時間等）も教育委員会に提出する。 ・市教委は、長時間勤務等により、健康を損なうおそれがある職員について把握し、学校を支援していく。職員の安全配慮義務の責任をともに負う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市教委は提出された一覧表を5年間保管する。 ・各学校は一覧表とともに個人の出退勤時刻やプラス時間、マイナス時間の記録も含まれる個表を5年間保管する。公務災害に該当する可能性がある場合については、可能性が無くなるまで保管する。
登下校安全確保 通学路安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路点検を継続するとともに、学校からの要望事項実現に向けた要請活動に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機設置申請や、通学路の環境整備に取り組む。
防犯パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ・青パト運転資格を取得した市教委職員を中心にパトロールを実施。 ・犬の散歩をする地域住民に依頼し、できるだけ児童生徒の登下校時間に合わせ、一緒に歩いてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者情報等の際など、登下校時を中心に実施していく。 ・わんわんパトロール隊として可能な範囲で協力依頼する。
イノシシ情報	<ul style="list-style-type: none"> ・発見者は学校ではなく市役所へ連絡。農業振興課が窓口となり関係機関に連絡（警察、市教委、学校、保護者等）。 ・保護者や市民に市から周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校中等を除き、関係機関が現地調査等を行う。 ・保護者への一斉メールは学校から発信する。
放課後から夜間等における学校外でのトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や店舗での迷惑行為等の対応、補導された児童生徒の引取り等は教育委員会からの指導として基本的に保護者に委ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間等の勤務時間外だけでなく、勤務時間内であっても、教育委員会からの指導として基本的に保護者に委ねる。
放課後の保護者からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省資料を配付し「適切な時間内のご相談」をお願いする。 ・16:30以降等、勤務時間外に学校で教職員と面談をする場合は、原則30分以内となるよう、市から保護者に文書で依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご相談は定時内に」「過度に長時間のご相談はお控えください」 ・文科省資料にあるように、互いが適切な表現・声量を心がけたり、SNS投稿を控えたり、適

	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省の保護者向け資料を配付。教職員とのより良い関係づくりをお願いする。 ・スクールロイヤー制度（県教委）等を活用する。 ・市教委に相談窓口を設け、保護者からの相談を直接受けられることを周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・切な時間内の相談になるよう依頼する。 ・児童生徒の生命や人権等を守るため、学校が児童生徒や保護者に適切に対応できるよう、専門家からアドバイスを受けられるように関係機関と連絡調整する。 ・学校以外に教育委員会に直接相談できることを周知する。
調査・統計等への回答	<ul style="list-style-type: none"> ・市教委段階で回答できるものは、学校に回答を依頼しない。 ・毎年、同時期に文科省や県教委から来る依頼については、早めに学校に予告する等の工夫をする。 ・可能なものは電話での聞き取りとし、学校の負担軽減に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から各学校からの「情報収集に努め、文科省や県教委等からの調査・統計等の依頼について、市教委で回答できるものは各学校に依頼しない。 ・調査・統計等の中には、締切りが短いものがあるので学校が困らないように早めに予告するようにする。 ・可能なものは電話で聞き取り、市教委でまとめて報告する。
ストレスチェックの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・常時 50 人以上が勤務し、産業医を置く学校はもちろん、他の全ての小中学校で実施しているので継続実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施をしていく。
「働きがい」アンケート（仮称）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校全教職員を対象に独自のアンケートを毎年度末に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「働きがい」についてアンケートを実施し、取り組みに反映させる。
中学校部活動の地域展開	<ul style="list-style-type: none"> ・R11 年度：休日の地域完全展開をめざす。 ・R13 年度：平日の地域完全展開をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・平日とも、受け皿確保に努める。
コミュニティ・スクール（学校運営協議会設置の学校）	<ul style="list-style-type: none"> ・R09 年度に 4 施設増加で計 5 施設へ。 ・R10 年度に 3 施設増加で計 8 施設へ。 ・R11 年度全ての施設でスタートする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「指針」に基づき、2 幼稚園 7 小学校 3 中学校の全 12 施設設置に向け、段階的に取り組む。
月 80h 超の教職員への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・月 80h 超の教職員には校長と本人の面接に加え、新たに保健師等による面接指導を加える。市教委が調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長との面接記録を市教委に提出するとともに 5 年間保管する。 ・療休・休職者、過労死となる教職員を出さないようにする。
勤務時間外の電話受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ・指針「勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備すること」に努める。 ・具体的な対応時間については、毎年度、市教委から保護者に文書等で連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間 8:00-16:30 の学校が多い（7 時間 45 分）。 ・行事や保護者連絡等、必要に応じて各学校で弾力的に対応する場合もあるものとする。 ・将来的に 8:00-16:30 とする。
学校閉庁日設定	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業中の学校閉庁日は山武地区共通で設定する。十分な期間を確保できるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に支障が出ない範囲で、設定する。
小学校プール管理	<ul style="list-style-type: none"> ・民間（スイミングスクール等）に送迎、 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校プールの老朽化程度に合

水泳指導	水泳指導まで依頼する。	わせ、順次移行していく。
小学校標準学力 検査採点業務	・採点業務を民間委託する。 ・個人別成績票を児童・保護者に配付。	・高学年から導入し、効果を確認しながら拡大していく。
市職員の確保	【定数確保及び充実】 ・栄養士、用務員、親と子の相談員 ・ICT支援員、特別支援教育支援員 【新設に努める】 ・学校司書	・定員充足を目指す。 ・さらなる充実を目指す。 ・新規配置を目指し工夫する。

(2) 学校毎に計画して取り組む内容

- 各学校で、文科省や県教委から出されている資料等を参考とし、目標達成を計画する。
- 各学校の年度初めの計画、及び、年度末の状況報告については、その都度、市教委へ提出するものとする。これらの詳細については、本計画には記載しない。
- 特定の学校や個人については公表・報告はしない。
- 市全体の概要を盛り込んだ計画、また、市全体の実施状況については報告・公表していくものとする。

5 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

- 取り組みの着実な実行を図るため、大網白里市立小中学校教職員一人一人の毎月の在校等時間の状況を市教委でも把握し、適切な支援・指導に努める。
- 教職員の時間外在校等時間の状況や、実施計画に基づいた具体的措置の取り組み状況について、定例教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。また、毎年度、市ホームページで公表する。
- 教育委員会（管理課・生涯学習課）だけでなく、市長部局の各課にも取り組み状況を報告、関係課と連携して取り組んでいく。
- 各学校のコミュニティスクール機能を活用し、市内関係機関等と連携して、課題解決に取り組むとともに、情報共有しながら、効果的・効率的に課題解決に当たる。
- 「給特法」第8条第5項に基づき、「実施計画」の実施状況が思うように進まないときは、積極的に千葉県教育庁東上総教育事務所に指導助言等を依頼する。
- 必要に応じて、市教委は、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施する。学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を受けられる体制を構築できるよう努める。

R08 業務量管理・健康確保措置実施計画 (大網白里市教育委員会)

「学校における働き方改革推進プラン」(千葉県教育委員会)に即して大網白里市の「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

虚偽の時間記録

× 校長等が実際より短く記録させてしまった場合、信用失墜行為として懲戒処分等の対象になる可能性がある。

損害賠償責任

教育委員会と校長には安全配慮義務がある。違反が認められ、損害賠償責任を負った判例がいくつもある。
公務災害が疑われる時は速やかな調査と再発防止に取り組む。

- 大網白里市教育委員会は「指針(国)」及び「推進プラン(県)」に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定める。
- 大網白里市教育委員会は「業務量管理・健康確保措置実施計画」、毎年の実施状況を公表する。
- 大網白里市教育委員会は「業務量管理・健康確保措置実施計画」や、毎年の実施状況を「総合教育会議」に報告する。
- 大網白里市教育委員会だけでなく、市長部局、地域・保護者(コミュニティ・スクール活用)等と連携を図りつつ、取り組みのさらなる改善につなげる。

【日本政府の目標】

- 令和11年度までに教育職員の1ヶ月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する。
- 時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならない。

左下の基準を満たしていることが必要

【上限時間】

- 1ヶ月の時間外在校等時間について、45時間以内
- 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

【働き方改革の目的】

教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちによりよい教育を行うことが目的

●1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合

⇒ 100%とすることを旨とする。

●1年間ににおける教育職員の1ヶ月時間外在校等時間の平均時間

⇒ 平均で30時間程度とすることを旨とする

●1年間に時間外在校等時間

⇒ 360時間以下とすることを旨とする

※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや「働きがい」等に関する目標を大網白里市の実情に応じて設定。

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、実施状況の公表

「主務教諭」の職の創設(第2条)

「教職調整額」4%から10%へ(第3条)

文部科学大臣による「指針」(第7条)

「義務教育等教員特別手当」の規定の整備

改正「給特法」(R7.6.18公布)